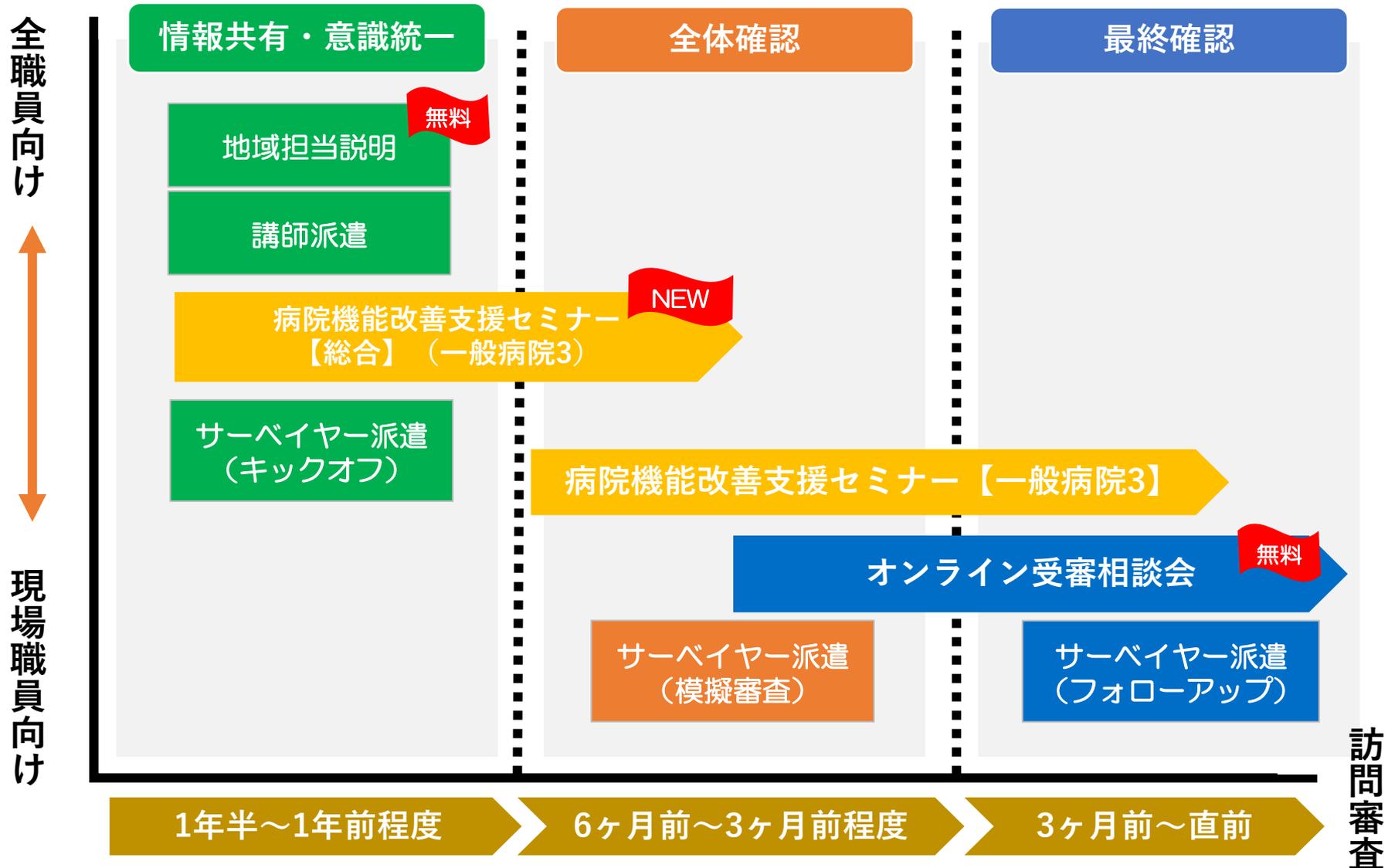


病院機能改善支援セミナー 一覧

| 名称 | 開催形態 | 主な内容 | 開催時期/配信期間 | 価格（税込） |
|-----------------------------|-------------------------|--|-----------------------|-------------|
| 病院機能改善支援セミナー 【総合】（一般病院3） | 現地開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院機能評価の概要説明 ・診療・看護・事務管理・薬剤のサーベイヤーによる 受審準備のポイントや審査時の確認ポイントを解説 ・受審病院体験談 | 年1回程度 （東京を中心に開催） | 11,000円/1名 |
| | WEB配信 （当日のセミナー録画を配信） | <p>【利用時期目安】本審査の1年前程度</p> | セミナー開催後、 3～4ヶ月程度配信 | 27,500円/1病院 |
| 病院機能改善支援セミナー 【一般病院3】 | WEB配信 | <p>①病院機能評価の概要 病院機能評価の意義や「一般病院3」の概要を解説します。</p> <p>②全評価項目解説 「一般病院3」の全ての評価項目のねらいやポイントをサーベイヤーが1項目3分程度で解説します。※副機能の項目もございます。</p> <p>③審査当日のポイント 「ケアプロセス調査」や「カルテレビュー」などの実演と解説をサーベイヤーが行います。また新たに追加される「テーマ別調査(事務・薬剤)」についても解説します。</p> <p>④受審病院体験談 過去に病院機能評価を受審した病院の実際の準備事例の動画です。</p> <p>【利用時期目安】本審査の2年前～直前 ※プログラムはこちら</p> | 視聴IDを発行後、2年後の月末まで視聴可能 | 198,000円/病院 |

2025年3月18日 更新

【参考】受審サポートメニュー 全体図 ※一般3



病院機能改善支援セミナー【一般病院3】

こんな病院におすすめ

初めて受審を経験する職員に対して
病院機能評価の受審意義や概要について理解を深めて欲しい！

自己評価で「アピールしたい点」「課題と認識されている点」を記載するにあたり、各評価項目における意図や求められる内容を知りたい！

ホームページや資料を見ても、ケアプロセス調査やカルテレビューの具体的なイメージがつかない・・・

「医療安全ラウンド」でどの病棟が指定されても問題ないように、各病棟の職員に確認ポイントや実施イメージを共有することで、当事者意識を醸成させたい！

初めて病院機能評価を担当するため、受審した病院の「院内体制」や「受審スケジュールの組み方」を参考に受審準備に活かしたい！

病院機能改善支援セミナー【一般病院3】イメージ

①WEB配信のトップページ

改善支援セミナー 一般病院3

視聴方法は「視聴の手引き」をご覧ください。
視聴の手引き →

各動画のプログラムと該当する主な職種（担当）は「プログラム」をご覧ください。
プログラム →

本セミナーの講師プロフィールは「講師紹介動画」をご覧ください。
講師紹介動画 →

病院機能評価概要説明

病院機能評価の概要説明の動画です。

映像はこちら

項目解説

第1領域 患者中心の医療の推進

数字は桁は大項目です（例：1.1、1.2）。大項目をクリックすると含まれる中項目の一覧が表示されます。

検索リスト

| | | |
|-----|-----|-----|
| 1.1 | 1.2 | 1.3 |
|-----|-----|-----|

②項目解説 中項目一覧

1.1.1 患者の権利を明確にし、権利の擁護に努めている

【主な視聴対象】
病院長ほか執行部医師
看護部長
事務部長

1.1.2 患者が理解できるような説明を行い、同意を得ている

【主な視聴対象】
説明と同意に関する責任者
医療安全管理者

患者の個人情報を適切に取り扱っている

【主な視聴対象】
担当者
事務課、情報管理課

③再生開始画面

1.1.1 患者の権利を明確にし、権利の擁護に努めている

【主な視聴対象】
病院長ほか執行部医師
看護部長
事務部長

資料ダウンロード

④項目解説の視聴中イメージ

1.1.1 患者の権利を明確にし、権利の擁護に努めている

【C評価となりうる状況（例）】

- 患者の権利が擁護されていない。

【サーベイヤーからのワンポイントアドバイス】

- 職員への周知状況の確認
 - ・病棟概要確認の際に、人権やプライバシーの保護状況を確認する
 - ・ケアプロセスでは、患者の権利が擁護された診療が展開されているか確認する
- 患者・家族への周知状況の確認
 - ・小児を扱う部署では、こどもの権利がこどもにわかりやすく作成・掲示され、擁護されているか確認する
 - ・カルテ開示の手順、非開示や部分開示を判断する担当者や係などを確認する